

入国旅客の携帯品等に係る簡易税率の取扱い

平成30年11月28日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

# 入国旅客の携帯品等に係る簡易税率

## 背景

- 平成31年10月に消費税率(地方消費税率を含む。)が8%から10%に引き上げられることを踏まえ、入国旅客が携帯又は別送して輸入する貨物に対して適用される簡易税率の水準の検討が必要。

## 現行制度の概要

- 入国旅客が携帯又は別送して輸入する貨物のうち、関税有税のものについては、税関手続の簡素化及び迅速化を目的として、入国旅客が容易に知り得る税率として、簡易税率が設けられている(昭和42年に導入)。

(参考)簡易税率は、入国旅客に対する携帯品免税の範囲(一般の携帯品:20万円、アルコール飲料:3本等)を超えるものについて適用

- 簡易税率は、関税、内国消費税及び地方消費税の率を総合して算出されており、入国旅客の利便のため、一般の携帯品は5%刻み、アルコール飲料は100円刻みで設定されている。

## <簡易税率>

品名	税率
一般の携帯品(食品、バッグ、衣類等)	15%
アルコール飲料	
(1)蒸留酒(焼酎等)	300円/ℓ
(2)その他のもの(ワイン等)	200円/ℓ

## 簡易税率の水準の取扱い

- 消費税率の引上げを踏まえた簡易税率の水準の検討の結果、一般の携帯品、アルコール飲料のいずれにおいても引上げ水準に満たないことから、現行税率を維持。